

保険金給付審査会運営内規(案)

1. 運営に関する事項

- 1-1 給付審査会は、給付審査、給付報告および給付に必要な事項の検討を行います。
- 1-2 給付審査会は、給付審査委員の過半数の出席で成立します。
- 1-3 給付審査会の進行は、事務局長が担当します。

2. 保険金給付に関する事項

- 2-1 入院保険金の受給資格は、会員資格取得日(加入日)から90日経過後の応答日以降の入院について発生します。(例:6月1日入会の際は、同年の8月30日以降の入院について受給資格が発生します。)
- 2-2 1回の入院について付添介護保険金および差額ベッド費用保険金は、最初の1日間は給付の対象としません。
- 2-3 付添介護保険金・差額ベッド費用保険金・入院諸費用保険金はそれぞれ一会計年度に40日間の給付を受けられます。入院一時保険金のみの給付は行いません。退院後30日以内に同一の傷病で病院(または診療科)へ再入院した場合には一入院とみなします。
- 2-4 精神科への入院については、保険金請求書の下欄に入院に至る理由(症状等)を明記するものとします。
- 2-5 保険金給付の請求は退院翌日から3年をもって時効とします。

2-6 保険金給付の制限

当分の間、付添介護保険金と差額ベッド費用保険金と入院諸費用保険金は次に掲げる一定の条件のもとに給付の制限ができるものとします。

連続する2年間に給付された付添介護保険金と差額ベッド費用保険金と入院諸費用保険金の日数がそれぞれの給付限度日数の**70%を超えた**ときは、翌年の該当する給付限度日数を次の計算式で求めます。制限は連続した給付の翌年のみを実施対象とします。

$$\text{給付日数} = \text{年間給付限度日数 (40日)} - (\text{前々年度実給付日数} + \text{前年度給付日数}) \div 4$$

例: 前々年度の給付日数が40日、前年度の給付日数が30日の場合、

$$40 - (40 + 30) \div 4 = 22.5 \quad \text{端数は切捨て} \quad 22 \text{日が給付日数}$$

例①

年度	H21	H22	H23
実給付日数	40	30	連続する2年間の給付率が87.5%
給付限度日数	40	40	22 のため翌年のみ22日に制限

例②

年度	H21	H22	H23	
実給付日数	30	10		連続する2年間の給付率が70%
給付限度日数	40	40	40	を超えていないので制限なし

2-7 入院保険金の請求に際しては、入院を証明しうるもの（入院証明書・領収書の写しなど）を添付することを求めることとします。ただし、継続入院日数が長期となり、給付日数を制限された場合に限り、その翌年も請求する場合には診断書の提出を求め、給付審査会で検討することとします。

2-8 入院保険金請求書の支部長証明については、支部長が内容を十分に確認することとします。

2-9 付添介護保険金について、[1日]とは12時間以上、[半日]とは6時間以上とし、いずれも連続していなくても給付の対象とします。

2-10 成年後見人が請求をする場合は、成年後見人であることを証明しうるものを添付することを求めることとします。

2-11 付添介護保険金について、1日または半日のうち職業付添人とそれ以外の人が分かれて付き添った場合の計算は次の通りとします。

例1 より長く付き添った方のいずれかの給付額とします。例えば、

① 職業付添人8時間、その他4時間の付添の場合は、「有償1日」のA型 8,000円、B型 5,000円を給付します。

② 職業付添人4時間、その他8時間の場合は、「その他1日」のA型 4,000円、B型 2,500円を給付します。ただし、職業付添人が6時間以上付き添った場合は、「有償半日」のA型 6,000円、B型 3,000円を給付します。

例2 職業付添人並びにその他の人が付き添った時間数が同じ場合は、「有償」の給付額とします。

3. 保険金の受領に関する事項

3-1 入院保険金の受領については、本人または支部長が承認した第三者（施設・保護者会等）の口座での受領を認めます。

3-2 病気死亡保険金の受領については、法定相続人以外の受領を認めない。ただし、親の会・知的障害特別支援学校PTA・施設・作業所等に特段の理由がある場合には、その理由を添書きし事務局へ提出して下さい。

4. 退会に関する事項

4-1 死亡による退会は、死亡した翌日とします。

平成16年7月8日一部改正

平成16年度（平成16年6月1日以降入院開始分）より適用。

平成 17 年 7 月 4 日一部追加

平成 18 年 8 月 21 日一部改正・一部追加

平成 19 年 5 月 8 日一部改正・一部追加

平成 20 年 3 月 6 日一部追加（平成 20 年 4 月 1 日以降入院開始分より適用。）

平成 20 年 5 月 16 日一部追加

平成 21 年 3 月 9 日一部改正（平成 21 年 4 月 1 日以降入院開始分より適用。）

平成 21 年 3 月 9 日一部削除

平成 22 年 3 月 12 日一部改正

平成 24 年 3 月 13 日一部改正

平成 27 年 3 月 17 日一部追加（平成 26 年 4 月 1 日以降入院開始分より適用。）

平成 30 年 3 月 19 日一部削除・一部追加